

国民健康保険

問合先 国保年金課

加入・脱退の届け出

■加入・脱退の届出は14日以内に

国民健康保険に加入している人が、就職や扶養認定されるなど社会保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。勤務先の新しい資格確認書や資格情報のお知らせなどを持参し、届出をしてください。

また、勤務先を退職して健康保険の任意継続をしなかった場合や、扶養から外れるなど社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険に加入することになります。勤務先で加入していた健康保険の資格喪失証明書を持参し、喪失日（*）から14日以内（厳守）に届出をしてください。

国民健康保険への加入は、直前に加入していた健康保険の喪失日までさかのぼります（最長2年）。保険料も届出月ではなく加入月（資格取得月）から負担することになり、届出が遅れた期間は保険での医療費負担も原則できませんので注意してください。

（*）喪失日：健康保険の資格が切れた日

※マイナ保険証の普及（従来の保険証の廃止）により今後、手続き方法が変わる可能性があります。手続きが変更となる場合にはお知らせします。

■「任意継続制度」って？

勤務先の健康保険に一定の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間に限り継続加入できる制度です。保険料は会社負担分も含めた額（限度額あり）です。退職日の翌日から20日以内（厳守）に全国健康保険協会（協会けんぽ）または勤務していた会社の健康保険組合で手続きをしてください。退職する場合は、国民健康保険と任意継続のどちらを選択するのをおよく検討してください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料
夜間納付相談

平日の日中に納付相談が困難な場合は、ご利用ください。

日時 8月20日(木)

午後5時30分～8時

※受付：午後7時30分まで

場所・問合先 国保年金課

令和8年8月から高額療養費の上限額が見直されます

国民健康保険、後期高齢者医療制度をご利用のみなさんへ

長期にわたり治療が必要な人のセーフティネット機能の強化として、新たに年間（8月～来年7月）の上限額が新設されました。月ごとの自己負担額が積み上がっても年間上限額に達した後は、それ以上の医療費は保険者から還付を受けることができます。年間上限額の新設により、医療費負担が軽くなる場合や負担を軽減する仕組みがあります。

問合先 ●厚生労働省コールセンター（☎0120-617-111）
●大阪府後期高齢者医療広域連合（☎06-4790-2031）
●国民健康保険制度については国保年金課

※見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施されます。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

高額療養費制度の上限額（令和8年8月～令和9年7月）

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 （世帯ごと） 【多数回該当】	入院+外来【年間上限】 （世帯ごと）	外来（個人ごと、 70歳以上のみ）
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% 〔140,100円〕	168万円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% 〔93,000円〕	111万円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% 〔44,400円〕	53万円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 〔44,400円（*1）〕	53万円 （*2）	月額上限22,000円 （年間上限21.6万円）
区分オ	—	住民税非課税 （70歳未満）	36,900円 〔24,600円〕	29万円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 （70歳以上）	25,700円 〔24,600円〕	29万円	月額上限11,000円 （年間上限9.6万円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下（年 金収入約80万円以 下など）（70歳以上）	15,700円	18万円	月額上限8,000円

*1…年収約200万円未満の人は、令和9年8月以降、多数回該当の金額を引き下げ（44,400円→34,500円）

*2…年収約200万円未満であることが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い

■高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

泉佐野市

国民健康保険料納付

勸奨等コールセンター

「泉佐野市国民健康保険料納付勸奨等コールセンター」では、業務委託を受けた民間企業のオペレーターが、電話で次の業務を行っています。

●納付の勸奨、口座振替の推進：
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料などを納め忘れていている人へ納付を呼びかけます。

●特定健診やジェネリック医薬品の案内：特定健診の受診勸奨やジェネリック医薬品の利用勸奨を行います。

還付金詐欺に

ご注意ください

市役所の職員やコールセンターのオペレーターが、ATM機（現金自動預け払い機）を利用した現金振込をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号をお伺いすることとは、一切ありません。

税

市・府民税第2期分の納期限は8月31日（月）です。忘れずに納めましょう。

泉南府税事務所からの

お知らせ

個人事業税の納税通知書と第1・2期分の納付書を送付します。各納期限までに納めてください。

※年間税額が1万円以下の場合、第1期分の納付書のみです。

●第1期分納期限：8月31日（月）

●第2期分納期限：11月30日（月）

納付場所・方法

●口座振替

●府の指定金融機関または収納代理金融機関

●府内の各郵便局

●コンビニエンスストア、MMK設置店

●「地方税統一QRコード（eL-QR）」に対応した金融機関

●「地方税統一QRコード（eL-QR）」に対応したスマートフォン決済アプリ

●「地方税お支払サイト」を利用した納付

※「地方税お支払サイト」を利用し、クレジットカード納付、ペイジー納付（ATM、インターネットバンキング）ができます。

問合せ先 泉南府税事務所

（☎439・3601）

※詳しくは府税のホームページをご覧ください。納税が困難な場

合は納税の猶予制度がありますので、早めに相談してください。

地方税お支払いサイト



府税のホームページ▶



©2014 大阪府もずやん

国民年金

問合せ先 国保年金課

免除・納付猶予

7月～来年6月分の国民年金保険料の免除・納付猶予の申請を受け付けています。

※昨年度に継続申請が承認されている場合、申請の必要はありません。詳しくは広報7月号をご覧ください。

産前産後免除

国民年金第1号被保険者（任意加入は除く）の人で平成31年

2月1日以降、妊娠85日（4カ月）以上で出産した人、または出産予定の人（死産、流産、早産も含みます）が届出をすると、出産（予定）月の前月から4カ月分（多胎の場合は出産（予定）月の3カ月前から6カ月分）の国民年金保険料が納付されたものとして年金額に反映されるほか、任意で付加年金もかけることができます。

対象の人は、国保年金課窓口にお越しいただくか、マイナポータルを利用した電子申請で手続きしてください。手続きは出産予定日6カ月前から、出産後はいつでもできます。

必要書類 マイナンバーカード

または基礎年金番号のわかる書類
※出産前などの人は、出産予定日などが確認できる母子健康手帳なども必要です。また、状況により他の書類が必要になる場合があります。詳しくは、国保年金課窓口または日本年金機構ホームページで確認してください。



▲日本年金機構ホームページ

広告